県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに交付する。 平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第68号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

県立病院等事業の設置等に関する条例(昭和25年岩手県条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前 別表(第2条関係)				改正後				
				別表(第2条関係)				
	附属診療所	:		病院		附属診療所	听	
位 置	名 称	位 置		名称	位置	名 称	位:	
				[略]			·	
花巻市				<u>岩手県立中部病院</u>	北上市			
101111				[略]				
	位 置		附属診療所   位置 名称 位置   花巻市	別   附属診療所   位置 名称 位置   花巻市	化 置 別表 (第 2 条関係)   成置 名称 位置   本巻市 (略]   北上市 岩手県立中部病院	加表 (第2条関係)   財展診療所 病院   位置 名称 位置   本巻市 上市   北上市 出上市	別表 (第 2 条関係)   所属診療所 所属診療所   位置 名称 位置 名称   花巻市 出上市 出上市	

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。